

岩手県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成23年東北地方整備局告示第54号盛岡広域都市計画公園事業6・5・1号総合運動公園
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 盛岡市青山四丁目及びみたけ一丁目地内